

○船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第三条第一項及び第六十六条の地方運輸局等を指定する告示

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第三条第一項及び第六十六条に基づき、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第三条第一項及び第六十六条の地方運輸局等を指定する告示を次のように定め、平成十九年八月六日から適用し、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第三条第一項及び第六十六条の地方運輸局等を指定する告示（平成十七年国土交通省告示第四百二十号）及び船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第三条第一項及び第六十六条の地方運輸局等を指定する件の一部を改正する告示（平成十八年国土交通省告示第五百十号）は、平成十九年八月五日限り廃止する。

平成十九年八月三日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

最終改正 令和五年六月七日国土交通省告示第五百七十八号

北海道運輸局	北海道札幌市中央区大通西十
北海道運輸局函館運輸支局	北海道函館市西桔梗町五百五十五―二十四

北海道運輸局旭川運輸支局	北海道稚内市開運二―二―一
北海道運輸局釧路運輸支局	北海道釧路市鳥取大通六―二―十三
東北運輸局	宮城県仙台市宮城野区鉄砲町一
東北運輸局青森運輸支局	青森県青森市大字浜田字豊田百三十九―十三
東北運輸局山形運輸支局	山形県酒田市船場町二―五―四十三
東北運輸局気仙沼海事事務所	宮城県気仙沼市朝日町一―二
関東運輸局	神奈川県横浜市中区北仲通五―五十七
関東運輸局茨城運輸支局	茨城県水戸市住吉町三百五十三
関東運輸局千葉運輸支局	千葉県千葉市美浜区新港百九十八
関東運輸局東京運輸支局	東京都江東区青海二―七―十一
北陸信越運輸局	新潟県新潟市中央区美咲町一―二―一

北陸信越運輸局富山運輸支局	富山県高岡市伏木錦町十一―十五
北陸信越運輸局石川運輸支局	石川県七尾市矢田新町二部百七十二
中部運輸局	愛知県名古屋市中区三の丸二―二―一
中部運輸局福井運輸支局	福井県敦賀市港町七―十五
中部運輸局静岡運輸支局	静岡県静岡市清水区日の出町九―一
中部運輸局三重運輸支局鳥羽海事事務所	三重県鳥羽市鳥羽一―二千三百八十三―二十八
近畿運輸局	大阪府大阪市中心区大手前四―一―七十六
近畿運輸局京都運輸支局	京都府舞鶴市下福井九百一
近畿運輸局和歌山運輸支局	和歌山県和歌山市湊千百六―四
近畿運輸局和歌山運輸支局勝浦海事事務所	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字築地八―五―五

九州運輸局	四国運輸局高知運輸支局	所	四国運輸局愛媛運輸支局今治海事事務	四国運輸局愛媛運輸支局	四国運輸局徳島運輸支局	四国運輸局	中国運輸局尾道海事事務所	中国運輸局岡山運輸支局	中国運輸局島根運輸支局	中国運輸局	神戸運輸監理部
福岡県福岡市博多区博多駅東二―十一―一	高知県高知市棧橋通五―四―五十五		愛媛県今治市片原町一―三―二	愛媛県松山市森松町千七十	徳島県徳島市万代町三―五―二	香川県高松市サンプォート三―三十三	広島県尾道市古浜町二十七―十三	岡山県玉野市宇野一―八―二	島根県松江市馬潟町四十三―三	広島県広島市中区上八丁堀六―三十	兵庫県神戸市中央区波止場町一―一

九州運輸局福岡運輸支局	福岡県北九州市門司区西海岸一―三―十
九州運輸局長崎運輸支局	長崎県長崎市松が枝町七―二十九
九州運輸局熊本運輸支局	熊本県宇城市三角町三角浦千百六十―二十
九州運輸局大分運輸支局	大分県大分市大洲浜一―一―四十五
九州運輸局宮崎運輸支局	宮崎県宮崎市大字本郷北方字鵜戸尾二千七百三十五 ―三
九州運輸局鹿児島運輸支局	鹿児島県鹿児島市泉町十八―二
九州運輸局下関海事事務所	山口県下関市東大和町一―七―一